账

# 髙和果公報

発 高 知 市 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 発 **円 日** 毎 週 2 回 ( ケ曜日・金曜日)

目 次

-○県統計調査の実施 (統 計 課)

1

○公共測量の実施の通知

(用地対策課)

○高知県収入証紙売りさばき人の名称の 変更の届出 (2件)

(会計管理課)

公 告

告 示

○県営土地改良事業に係る換地計画の定

 $\otimes$ 

(農業基盤課)

高知県選挙管理委員会告示

○参議院高知県選出議員選挙の当選人の住所及び氏名

〈7・24掲示〉

高知県収用委員会公告

○公示による通知

〈7・26掲示〉

i 7

#### 高知県告示第503号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成25年7月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称

高知県介護事業所実熊調査

2 調査の目的

県内の介護サービス事業所における従事者の状況等を把握 し、人材確保対策の施策に活用するため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

高知県全域

(2) 単位

事業所

(3) 属性

介護サービス事業所

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
  - ア事業所の所在地
  - イ 事業所の開設年

- ウ 事業所の法人格(経営主体)の種類
- 工 利用者数
- オ 要介護 (要支援) 度別の利用者数
- カ 従業者数及び派遣労働者の受入れ状況
- キ 従業者の就労状況
- ク 従業者の平均月額給与
- ケ 従業者の職種別の充足状況
- コ 従業者の定着率
- サ 従業者の早期離職防止及び定着促進の方策
- シ 人材育成の取組
- ス 教育・研修の状況
- セ 運営上の問題点
- ソ 介護報酬の改定に伴う対応
- (2) その基準となる期日 平成25年7月1日
- 5 報告を求める者
- (1) 数
  - 1,200事業所 (概数)
- (2) 選定方法

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び訪問介護、通所介護、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の介護サービスを行っている事業所の全てを選定する。

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

郵送調査

7 報告を求める期間

平成25年8月中旬から同年9月中旬まで

## 高知県告示第504号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成25年7月17日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年7月30日

高知県知事 尾﨑 正直

1 作業種類

公共測量 (レーザ計測)

2 作業期間

平成25年8月1日から平成26年1月31日まで

3 作業地域

室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、奈半利町、田野町、安田町及び芸西村、高岡郡中土佐町、佐川町、日高村及び四万十町並びに幡多郡大月町、三原村及び黒潮町

#### 高知県告示第505号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第8条の規定により売りさばき人の名称の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成25年7月30日

高知県知事 尾﨑 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者 の職名及び氏名

(変更前) 高知市丸ノ内一丁目2番20号

社団法人高知県安全運転管理者協議会連合会 会長 北川 忠幸

(変更後) 高知市丸ノ内一丁目2番20号

一般社団法人高知県安全運転管理者協議会連合

会

会長 北川 忠幸

2 変更年月日

平成25年4月1日

# 高知県告示第506号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第8条の規定により売りさばき人の名称の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成25年7月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者 の職名及び氏名

(変更前) 高知市小津町4番22号

社団法人高知県猟友会

代表理事 高橋 徹

(変更後) 高知市小津町4番22号

一般社団法人高知県猟友会

代表理事 高橋 徹

2 変更年月日

平成25年4月1日

公 告

県営土地改良事業春遠地区(春遠換地区)に係る換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において進用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり

 $\langle \langle$ 

関係書類を縦覧に供する。 平成25年7月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間

平成25年7月30日から同年8月27日まで

3 縦覧場所 大月町役場

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了 後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをす ることができる。

# 選挙管理委員会告示 -----

## 高知県選挙管理委員会告示第54号

平成25年7月21日執行の参議院高知県選出議員選挙において当 選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成25年7月24日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

| 住所                 | 氏名 |   |     |
|--------------------|----|---|-----|
| 高知県高知市新屋敷一丁目11番34号 | 高  | 野 | 光二郎 |

# 収用委員会公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定によ る次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているの で、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成25年8月16日をもっ て同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成25年7月26日(掲示済)

高知県収用委員会会長 山下 訓生

1 書面の種類

平成25年7月16日付け現地調査の実施及び審理の開催につい ての通知書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

南国市田村字宮スズレ甲871番の土地の所有者のうち次の者

住所不明

田中 丒子

田中 淳

亡田中図子の相続人 住所及び氏名不明 住所不明

住所及び氏名不明 住所及び氏名不明 住所不明 住所不明

住所及び氏名不明

亡田中淳の相続人 亡佐々木明子の相続人 田中 玲子 田中 冨夫 亡田中冨夫の相続人